

第 2 2 期 第 2 2 回 日 高 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和 6 年 1 2 月 1 3 日 (金) 1 4 時 0 0 分 ~ 1 5 時 1 5 分
- 2 開催場所 日高振興局 2 0 2 会議室
- 3 出席委員 大 澤 晃 弘 神 田 勉 逢 山 義 幸
中 村 敬 梶 川 徹 坂 本 好 則
小 松 伸 美 白 石 智 泰 浦 川 聡 弘
山 中 孝 俊 住 野 谷 張 貴 中 村 義 弘
- 4 欠席委員 佐 藤 勝 安 田 司 深 根 英 範
- 5 事務局 (日高振興局) 水産課長 岸 鉄 也
漁業管理係長 下 田 貴 弘
(日高海区漁業調整委員会) 事務局長 佐々木 真 琴
主 事 大 谷 美 夢
- 6 議事事項
議案第 1 号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について (答申)
議案第 2 号 北海道資源管理方針の一部改正について (答申)
議案第 3 号 特定水産資源に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量の当初配分について (答申)
議案第 4 号 海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定の大臣認定について (答申)
議案第 5 号 北海道漁業調整規則の一部改正について (答申)
- 7 報告事項
(1) 特定水産資源に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量の変更について
(2) 第 2 2 期 第 1 6 回 北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について
(3) 秋さけ定置漁業の漁獲状況等について
(4) 沿岸くろまぐる漁業の許可制移行について
- 8 その他

9 会議のてん末

事務局長 　　ただ今から、第22期第22回日高海区漁業調整委員会を開催します。

はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

会　　長 　　第22回目の委員会開催をご案内申し上げましたところ、皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき誠に有り難うございます。

また、日高振興局、岸水産課長をはじめ、担当職員の方々には、公務ご多忙の中ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、管内の状況でございますが、先日切り上げました秋さけ鮭漁では漁期当初から中々サケが入らず、特に襟裳以西海域では終始伸び悩み漁を終えています。その一方で、以東海域で中盤から盛り返しを見せてくれたこともあって、秋サケの漁獲速報値でまいりますと514トン、5億5千万円を水揚げし、若干ではありますが、前年を上回る結果が出ております。

ただ一方で、ブリをはじめとするその他魚種につきましましては、量、価格ともに恵まれなかったため、定置全体の水揚げを総じると、前年を下回る結果となっているようでございます。

また、日高の太宗漁業でございます昆布漁業につきましても、数字はまだまとまっていないようですが、どうやら減産の見込みにあるとのことでございます。

管内、非常に厳しい状況が続きます。

一刻も早い生産回復を切に願うところであります。

今年も早いもので、残り僅かとなっております。

今後、冬の厳しさが一層厳しくなっておりますので、漁に出られる委員の方々におかれましては、安全操業を心がけ、海難事故等に十分注意されますようお願いいたします。

本日の委員会は、議案事項が5件、報告事項が4件となりますが、皆様には慎重なご審議をお願いしまして、簡単ではございますが開会のご挨拶といたします。

本日は、よろしく申し上げます。

事務局長 　　大澤会長、有り難うございました。

それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

議　　長 　　それでは、議事に入ります。

人員の報告をいたします。

本日の委員会には、委員15名中12名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

次に、議事録署名委員2名の選出でございますが、委員会規程に

より私から指名させていただきます。

本日の署名委員は山中委員と住野谷委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号について上程します。

事務局から説明願います。

事務局長

議案第1号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、ご説明いたします。

まず資料1-1をご覧ください。

北海道水産林務部漁業管理課が所管する太平洋海域の小型さけ・ますはえ縄漁業に係る制限措置の内容等に関しまして、令和6年11月8日付けで北海道知事から当海区に諮問がきております。

また、資料1-2の1ページ並びに2ページをご覧くださいまして、日高振興局が所管する潜水器漁業、貝桁網漁業及びなまこ桁網漁業に係る制限措置の内容等について、令和6年12月2日付けで当海区に諮問がきておりますので、ご審議いただくものです。

内容につきましては日高振興局から説明いたします。

漁業管理係長

振興局水産課、下田です。

着座にてご説明申し上げます。

最初に、小型さけ・ますはえ縄漁業について説明致します。

資料1-1の2ページをご覧ください。

小型さけ・ますはえ縄漁業につきましては、(6)漁業を営む者の資格が、十勝、釧路及び根室のいずれかの総合振興局又は振興局管内に住所を有する者とされており、日高振興局管内に住所を有する者は対象者ではありませんが、(2)操業区域に日高振興局管内沖合海域が含まれていることから、諮問されたものです。

制限措置等の内容につきましては、(3)漁業時期、(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数など、全て従前から変更ありません。

申請すべき期間につきましても、他の知事許可漁業と同様に、北海道漁業調整規則に基づき1月を下らない範囲内において期間を設定しています。

次に小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(なまこ)について説いたします。

資料1-2、3ページをご覧ください。

小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(なまこ)につきましては、(2)操業区域を日海共第19号、17号、15号、

13号、11号、9号、7号、5号、3号及び1号共同漁業権漁場区域に分類しており、従前から変更ありません。

(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、従前は対象魚種に基づく漁業種類及び操業区域ごとに上限の隻数を明記しておりましたが、後述します当該漁業を営む者の資格において、操業区域内に対象魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者が資格者となることから、制限措置では許可等の数の設定を要さないため、許可又は起業の認可をすべき漁業者の数を、定めないとしています。

(6) 漁業を営む者の資格につきましては、従前から変更なく、ア日高振興局管内に住所を有する者、イ操業区域内になまこを内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者と設定しています。

申請すべき期間につきましては、漁業法及び北海道漁業調整規則に基づき1月を下らない範囲内において期間を設定しています。

備考につきましては、許可の有効期間を令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、起業の認可の有効期間を令和7年4月1日から令和7年9月30日までと設定しているほかは従前から変更ありません。

続いて、小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（ほっきがい、えぞばかがい又はさらがい）について説明いたします。

4ページをご覧ください。

小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（ほっきがい、えぞばかがい又はさらがい）につきましては、(2) 操業区域を日海共第19号、17号、15号、11号、9号、7号、5号、3号、1号共同漁業権漁場区域に分類しており、従前から変更ありません。

(3) 漁業時期は4月1日から5月31日まで及び9月1日から翌年3月31日まで、ただし、行使承認証に記載された操業期間となります。

(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、先ほどご説明したなまこ小型機船底びき網漁業と同様の考え方により、定めないとしています。

(5) 船舶の総トン数は5トン未満で、従前から変更ありません。

(6) 漁業を営む者の資格につきましては、従前から変更なく、ア日高振興局管内に住所を有する者、イ操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者と設定しています。

申請すべき期間につきましては、漁業法及び北海道漁業調整規則に基づき1月を下らない範囲内において期間を設定しています。

備考につきましては、許可の有効期間を令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、起業の認可の有効期間を「令和7年4月1日から令和7年9月30日まで」と設定しており、その他許可に付する予定の条件については従前から変更ありません。

最後に、潜水器漁業について説明いたします。

5ページをご覧ください。

潜水器漁業につきましては、(2)操業区域を日海共第15号、13号、11号、9号、9号及び浦河港周辺区域、7号、5号、3号、1号共同漁業権漁場区域に対象魚種に基づき漁業種類毎に分類しており、従前から変更ありません

(3)漁業時期につきましては、対象魚種ごとに資料のとおり設定しており、従前から変更ありません。

(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、先ほどご説明したなまこ小型機船底びき網漁業と同様の考え方により、定めないとしています。

(6)漁業を営む者の資格につきましては、従前から変更なく、ア日高振興局管内に住所を有する者、イ操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者と設定しています。

申請すべき期間につきましては、漁業法第42条第2項及び北海道漁業調整規則第12条第2項)に基づき1月を下らない範囲内において設定しています。

備考につきましては、許可の有効期間を令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、起業の認可の有効期間を令和7年4月1日から令和7年9月30日までと設定しているほかは従前から変更ありません。

以下6ページまで潜水器漁業関係となっておりますので、後ほどご確認ください。

説明は以上となりますので、ご審議のほどよろしく御願います。

議長 ただいまの説明に対しご意見、ご質問はございませんか。

各委員 「ありません」の声

議長 無いようですので、議案第1号について、適当と認めてよろしいですか。

各委員 「異議無し」の声

議長

異議が無いようですので、諮問のとおり適当であることを知事へ答申することとします。

続きまして、議案の第2号及び第3号並びに報告事項の1につきましては関連いたしますので、一括して上程及び報告をいたします。

事務局より説明願います。

事務局長

議案第2号、第3号並びに報告事項1につきまして、関連しますので一括してご説明いたします。

始めに、議案第2号、北海道資源管理方針の一部改正について説明いたします。

資料2をご覧ください。

令和6年11月13日付け、漁管第1768号、北海道資源管理方針の一部改正についての北海道知事からの諮問文です。

文中に記載のとおり、漁業法第14条第9項の規定により、北海道資源管理方針を別紙1のとおり改正するため、同条第10項において準用する同条第4項の規定により当委員会に諮問があったものでございます。

1枚めくっていただきまして、別紙1に方針の新旧対照表が示されております。

右側が改正前の方針、左側が改正後の方針で、改正される内容が朱書き下線で示された箇所となりますが、今回の改正内容は、新たにステップアップ管理対象資源として特定水産資源に指定されるかたくちいわし太平洋系群を別紙1に追加する一点となります。

別紙1の内容につきましては、表の後半から記載がございしますが、第1において、特定水産資源はかたくちいわし太平洋系群とし、体色が銀色のものを対象に数量管理することにしております。

第2では、知事管理区分を北海道かたくちいわし太平洋系群漁業の1区分とした上で、構成する事項といたしまして、次のページにまいりまして、水域は②の対象漁業がかたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域とし、②の対象漁業にあっては、北海道に住所がある者などが行うかたくちいわし太平洋系群を採捕する漁業のすべてを対象とすること。

また③の漁獲可能期間、いわゆる管理期間は、1月から12月となります。

(2)にまいりまして、漁獲量の管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理方法とし、報告期限は、他のTAC魚種と同様翌月の10日までとしております。

第3の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準につきましては、全量を北海道かたくちいわし太平洋系群漁業に配分することとしています。

続く第4では、漁獲努力量の指標を全道の漁船隻数を上限にすることやシラスの漁獲圧を高めることがないように努める旨を

規定しております。

第5のその他重要事項として、資源管理基本方針に定めるステップアップ管理を行うことが規定されます。

資源管理基本方針の一部改正に係る説明は以上となりますが、参考資料として改正内容を反映した北海道資源管理方針の全文を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

続きまして、議案第3号、特定水産資源に関する令和7年管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について説明いたします。

資料3をご覧ください。

令和6年11月13日付け、漁管第1769号、北海道知事からの諮問でございます。

諮問内容につきましては、本文の前段、サンマ、マアジ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の配分を別紙1のとおり定めるため、漁業法第16条第2項の規定に基づく諮問が一点目。

後段、また書き以降にまいりまして、サンマ及びまいわし太平洋系群に関し、国の留保からの追加配分に伴う漁獲可能量の変更について別紙2のとおり取り扱いたい旨、法第16条第2項の規定に基づく諮問が2点目となっております。

資料をめくっていただきますと、別紙1に知事が定め公表しようとする知事管理漁獲可能量案について、さらに2枚めくっていただきますと、国留保の追加配分等に伴う漁獲可能量の変更の取り扱いについて、それぞれ資料添付がございますが、資料5ページ以降の魚種ごとの詳細につきまして、まず説明いたします。

説明にあたりましては、漁獲可能量をTACと、管理年度を単に年度と略称させていただきます。

それでは、5ページの令和7年のTACについてと記載された資料をご覧ください。

当該資料は、11月1日に開催された水政審資源管理分科会を経て、国から示された令和7年度TACの当初配分に基づき、北海道に定められた数量などの概要をまとめたものです。

まず上の表、サンマにつきましては、国際交渉により我が国のTACが定められておりますが、令和6年4月に開催されたNPFC年次会合において、TACから1割削減することが合意されたため、本年、令和6年の当初TACにつきましては、括弧書きで記載されている11万8,131トンでしたが、そこから約7,200トン減じた11万911トンに本年6月に変更された経過がございまして、令和7年の当初TACにつきましては、令和6年の削減後のTACと同数の11万911トンでの設定となっております。

その内、北海道には、4,500トンが配分されております。

なお、来年3月に開始予定のNPFC年次会合におきまして、新たな管理措置が採択された場合には、今年と同様に管理年度

途中で配分量の変更の可能性がある旨ご了承いただきたいのことでございます。

次に、マアジにつきましては、太平洋系群と対馬暖流系群がありますが、TAC管理上、両系群を合わせて管理が行われています。

資源評価といたしましては、太平洋系群のMSYを達成する親魚量、SBMSYと標記されておりますが、これが6万トンのところ、2023年の平均親魚量は1万8千トンでSBMSYを下回る資源状態となっております。

一方、対馬暖流系群のSBMSYは25万4,000トンのところ、2023年の平均親魚量は26万1千トンでSBMSYを上回る資源状態となっております。

令和7年TACにつきましては、資源管理基本方針に定める漁獲シナリオにより算定されたABCのうち、両系群の合計値14万5,000トンが設定されています。

そのうち、大臣管理の大中型まき網漁業へ5万1,400トン、都道府県知事管理分のうち、北海道に定める数量は、これまで同様、現行水準となっております。

続いて、マイワシの太平洋系群ですが、SBMSYが118万7,000トンであるのに対し、2023年の平均親魚量は279万1,000トンでSBMSYを上回る資源状態となっております。

令和7年TAC配分につきましては、資源管理基本方針に定める漁獲シナリオにより算定されるABCの66万3,000トンで設定され、大中学生まき網漁業の大臣管理への配分が40万8,900トン、北海道の知事管理には、前年より1万1,700トン少ない2万1,100トンの設定となっております。

なお、大中学生まき網漁業による北海道沖での操業では、法に基づくIQ管理が行われておりますが、このIQ管理区分に対しては、国の留保からの期中の追加配分を原則行わないこととされておりますが、あらかじめIQ管理区分に一定数量を上乗せ配分することとしておりますので、大臣管理への配分は、米印の2に記載されている43万6,000トンとなります。

TACが令和6年度と比較すると3割以上減っておりますが、その理由といたしましては、令和7年度の生物学的許容漁獲量、いわゆるABCの算定基礎となる資源量が2025年に減少するとの予測によるもので、その減少の要因として、2022年以降の加入が少ないことや漁獲が強いことなどが考えられており、その辺の詳細につきましては、参考資料2のマイワシに関する資源評価結果に記載されておりますので、後ほどご確認のほど宜しくお願いいたします。

なお、国ではTACの20パーセントに相当する13万2,600トン留保しておりますが、IQ管理区分にあらかじめ上乗せ配分した残りの10万5,500トンが最終的な国の留保となりますが、この留保は、漁期中に当初配分枠を超過する恐れが生じた場合など、現場に支障が生じないように速やかに

対応するため措置されているものです。

次に、かたくちいわし太平洋系群につきまして、議案2で触れておりますが、今般、新たにステップアップ管理対象資源として特定水産資源に指定され、来年1月から管理が開始されます。

ご存じのことと思いますが、このステップアップ管理とは、漁獲可能量による管理について課題解決を図りながら段階的に順次実施するもので、ステップ1では、漁獲量等の報告の義務化や漁獲情報収集体制の確立など、ステップ2では、都道府県等へ数量配分を行い、行政による数量管理や運用方法の試行を行うもので、このステップ1と2の期間中において、評価や目標設定、管理上の課題等に対しての十分な議論を経てステップ3に移行し、本格的なTAC管理をスタートしていくとしますのでございます。

TACの説明に戻りますが、カタクチイワシにつきましては、ステップ1の段階で都道府県へ配分されませんので、ここに記載されている数量は、大臣管理やかたくちいわし太平洋系群を漁獲する関係県を含めた全体の数量となっております。

設定方法は、漁獲シナリオで算定されたABCをTACとし、9万2,000トンの内数として設定されています。

次に、魚種ごとの道内管理区分への配分についてご説明いたします。

6ページ目をご覧ください。

まず、サンマの配分の考え方ですが、①国から配分された数量を知事許可漁業のさんま棒受け網及び流し網を対象とするさんま漁業と、それ以外のその他漁業に区分して管理します。

②さんま漁業については数量を配分して管理することとし、③定置漁業などのその他漁業については現行水準とします。

④として、国から配分された4,500トンのうち、全さんまの組合員がオホーツク海域で操業するための採捕枠1,500トンが含まれており、これは全てさんま漁業に配分することとします。

⑤にまいりまして、④の1,500トンを除いた3,000トンに直近3カ年の平均採捕数量の比率である99.98%、ほぼ3,000トンになりますが、これを配分します。

結果、フロー図でご覧いただけますとおり、左側、北海道さんま漁業に4,400トン、右側、その他漁業が現行水準となります。

次のページ、マアジにまいりまして、配分の考え方は、国から北海道に示された数量は現行水準であるため、全道で管理区分を設けず、これまで同様に現行水準での管理となります。

次のページ、まいわし太平洋系群の配分の考え方は、①から③のとおり、道東で行われる火光を利用する敷網試験操業には数量配分とし、定置漁業などのその他漁業は現行水準とします。

④で、火光敷網への数量配分は令和5年度の配分実績割合とTACの減少率から算出した数量とします。

結果、フロー図のとおり、国から道に示された数量2万1,100トンのうち、道東の火光敷網へ1万5,000トン、その他は現行水準となっております。

なお、その他漁業は、道南太平洋海域の待ち網漁業での採捕が大半を占めておりますが、現行水準とし、これまで同様の取り扱いとなります。

資料の下ほどに、近年3ヶ年の採捕実績を記載していますが、令和5年の4万6,030トンが最も多くなっております。

この年、令和5年の当初TACは3万8,600トンでしたが、11月下旬から急激に漁獲が積み上がったことから、75パーセントルールが発動され、国の留保から2万7,000トンが追加配分されております。

全道その他漁業採捕量の9割以上が、道南太平洋海域の待ち網漁業によるもので、まいわし採捕量の全体で見ても7割を超える状況となっておりますので、道としては、引き続き道全体のTACが超えることがないよう適切に管理を行うこととすることです。

次のページにまいりまして、カタクチイワシをご覧ください。

配分の考え方につきましては、道内での海域は区分せず、北海道かたくちいわし太平洋系群漁業として管理し、国からの配分9万2,000トンの全量を当該漁業に配分します。

魚種別の知事配分につきましては以上になります。

引き続き、国の留保からの追加配分の取り扱いにつきまして説明します。

大変恐縮ですが、資料の4ページに戻っていただきまして、別紙2と記載された資料をご覧ください。

上から、1の背景ですが、漁獲可能量の変更につきましては、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければなりません。これまでサンマやマイワシのTAC配分の変更にあっては、(1)や(2)のケースに当てはまる場合にあっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するため、あらかじめ行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を定め、事前に関係する海区委員会の同意を得ておくことをもって、事後報告で対応できるとされてきたところです。

2の今後の取扱いにまいりまして、(1)サンマの国の留保からの追加配分及び融通については、道方針に基づき全量を北海道さんま漁業から加除することと定めており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、関係する海区委員会には、事後報告で対応させていただきたいとのことです。

また、(2)のマイワシに係る国留保からの追加配分及び融通につきましても、道方針により、あらかじめ定めた方法により配分することとし、その方法は全量を北海道漁獲可能量へ配分することとしておりますので、これにつきましても、サンマ同様に事後報告にて対応させていただきたいとのことです。

最後に、資料3の最終ページに令和6年と令和7年の配分量を比較した資料が添付されております。

また、別冊の参考資料として、11月1日の資源管理分科会で説明された資源評価と当初配分案に係る資料を添付しておりますので、お目通しのほど宜しくお願いします。

引き続き、報告事項の1を説明させていただきます。

右肩に報告事項1と記載された資料をお願いいたします。

令和6年TACについて、国の留保から追加配分に伴い数量を変更した旨、北海道知事からの報告となっております。

1ページがまいわし太平洋系群、3ページがクロマグロ、5ページいすけとうだら日本海系群、7ページにサンマ、11ページにクロマグロの変更に係る報告をそれぞれ添付しております。

これらの変更につきましては、昨年12月及び本年3に開催いたしました当委員会で、資源管理方針に基づく行政庁の恣意性がない機械的な変更にあつては、事後報告により取り扱うことを事前に了承しておりますことを申し添えます。

具体的な変更内容につきましては、後ほどお目通しいただけますよう、よろしくをお願いいたします。

大変長くなりましたが、説明を終わります。

議案第2号、北海道資源管理方針の一部改正について並びに議案第3号、令和7管理年度の当初TAC案につきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。
報告事項を含め、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 「ありません」の声

議長 無ければ、議案第2号、第3号につきまして、適当と認めてよろしいですか。

各委員 「異議無し」の声

議長 異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。

次に、議案第4号につきまして上程いたします。事務局より説明願います。

事務局長 議案第4号、海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定の大臣認定について、ご説明いたします。

資料4をご覧ください。

令和6年11月28日付け漁管第1868号をもって、資源管理協定の認定に関し、北海道知事から海洋水産資源開発促進法施行令第8条第1項の規定に基づく諮問がありました。

海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定とは、一定の海域において同一資源を利用する漁業者が共存し、安定的な生産を確保するために自主的に締結された協定ですが、この中の北海道

海域マガレイ・ソウハチの資源管理協定にあつては、平成6年に締結され、以降5年ごとに更新されており、先般、令和6年3月に更新され同年の4月から有効な協定となっております。

その協定書の写しが、3ページ目以降となっておりますが、さらに13ページの資料1-2に北海道周辺海域で締結されている協定ををまとめた資料がございますのでご覧ください。

ご覧いただけますとおり、北海道周辺海域では、スケトウダラ、マガレイ・ソウハチ、ヒラメ、マツカワに関する協定があり、その内、日高管内では、マガレイ・ソウハチを漁獲の対象とするかれい刺し網漁業の漁業権を有しておりますので、今般の諮問となっております。

1枚めくっていただきますと、関係法令が添付されておりますが、促進法第13条及び第14条の規定により、自主的に締結した資源管理協定は、農林水産大臣による認定を受けることができることとされております。

この認定を受けることで、仮に対象海域において協定に参加しない漁業者等がいて、これらを協定に参加させたい場合に、行政庁にあつせんを求めることができるなど、法第15、16条、次のページ、第17条に規定される効果を受けることができます。

なお、北海道内の資源管理協定は、これまですべて大臣認定を受けてきております。

17ページ、資料3と書いたフロー図をご覧ください。

これまでの流れをまとめた資料でございますが、上から令和6年3月31日に協定が締結、更新され、事務局の北海道漁連において必要な手続きが行われ、資料左端の①の部分になりますが、令和6年9月26日に北海道資源管理推進委員会の委員長から農林水産大臣あて認定申請書が提出されております。

②にまいりまして、協定の対象漁業に大臣許可以外の漁業が含まれる場合、大臣は都道府県知事の意見を聞くことが第8条2項に規定されていることから、令和6年11月22日付けで大臣から知事への意見照会があり、③にまいりまして、知事から大臣への回答にあたり対象漁業に漁業権に係る漁業がある場合は、知事は海区漁業調整委員会の意見を聞くことが第8条1項に規定されていることから、今般、本委員会へ諮問に至った経緯となっております。

恐縮ですが、13ページの資料1-2に戻っていただきまして、資料中頃にマガレイ・ソウハチに係る資源管理の方法が記載されており、全長または体長の制限や一定量漁獲された場合には漁場移動をするなどの管理方法となっております。本日はこのような資源管理の方法が、漁業調整その他公益上支障を及ぼすものではないと認められるか否かについて、ご審議をお願い致します。

説明は以上です。

議長

ただいまの説明に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 「ありません」の声

議長 無ければ、資源管理協定の認定の適否につきましては、適当と認めてよろしいでしょうか。

各委員 「異議無し」の声

議長 異議が無いようですので、諮問のとおり適当であることを知事へ答申することとします。

続いて、議案第5号を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局長 それでは、議案第5号、北海道漁業調整規則の一部改正につきまして説明いたします。

資料の5をご覧ください。

北海道漁業調整規則の一部改正につきまして、漁業法第57条第5項及び第119条第8項の規定に基づき、令和6年11月19日付けで当海区に諮問がございました。

概要につきましては、1番の諮問内容に記載がございますが、漁業法、流適法並びに刑法等の一部改正に伴った規則の一部改正のほか、文言の適正化の3点となっております。

詳細につきましては、振興局からお願いいたします。

漁業管理係長 資料の説明の前段となりますが、令和6年6月26日に漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、また、令和4年6月17日に刑法等の一部を改正する法律が公布されており、これら法改正への対応などのため、北海道漁業調整規則の一部改正を行うことから、この度、その案についてご意見をお聴きするものです。

改正規則案は、答申後に検察庁との協議、庁内決裁及び農林水産大臣への認可申請を行い、認可後に公布手続を行って公布の日から施行いたしますが、刑法等の改正に関わる部分は、後ほどご説明するとおり、令和7年6月1日から施行いたします。

なお、農林水産大臣への認可申請手続において、国からの指導により規則文案の修正が生じることがありますが、軽微な修正につきましては、北海道へご一任願います。

それでは、改正規則案について、北海道漁業調整規則改正理由書によって説明いたしますので、資料5-1をご覧ください。

最初に、第1改正理由の1漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正ですが、冒頭で申し上げたとおり、この法律が本年6月26日に公布され、その後7月16日に施行されております。

これにより、水産資源の持続的な利用を確保するため、漁業法に加わった新たな条項において、衛星船位測定送信機の備付

け及び操業期間中の当該電子機器の常時作動を命じられた者に対し、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為が禁じられました。

なお、法改正に対応する北海道漁業調整規則の改正は、一連の手續や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものです。

具体的な改正内容は、ページの下第2改正内容の1にありますとおり、規則第55条に新たな1項として、2前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないという規定が加わり、これが同条の第2項となります。

次に、ページの上第1改正理由に戻りまして、2刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正ですが、先程申し上げたとおり、令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律が来年施行されることになり、これによりまして刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため懲役や禁錮を廃止し拘禁刑が創設されることとなりましたが、このうち拘禁刑の創設につきましては、北海道漁業調整規則において手当てが必要となることから、関係条文を改正するものです。

具体的な改正内容は、2ページの上ですが、第2改正内容の2にありますとおり、規則第62条第1項中の懲役を拘禁刑に改めるものです。

次に、また1ページに戻りまして、第1改正理由の3文言の適正化ですが、これは2つございまして、まず1つ目は、両罰規定の対象となる規定について、罰則適用の対象が自然人であることを明確化するための語句修正であり、2つ目は、規則第44条の無許可操業等により採捕した水産動物の所持等の禁止規定について、漁業法第57条第1項の許可を受ける必要のない漁業権に基づく採捕による水産動物の所持等も禁じていると誤解されないよう、よりわかりやすい表現とするため追記を行うものです。

具体的な改正内容は、2ページの第2改正内容の3にありますとおり、1つ目の両罰規定の対象となる規定につきましては、規則第62条第1項中、者はを、場合には、当該違反行為をした者は、に同項各号中、者をときに改め、第63条中の者をときは、当該違反行為をした者に改め、2つ目の無許可操業の規定につきましては、規則第44条第1項及び第2項中、第57条第1項の、のの次に規定に違反してを加えます。

最後に附則についてです。

冒頭でご説明したとおり、規則は公布の日から施行いたしますが、懲役を拘禁刑に改める部分は、法改正に係る政令の規定により令和7年6月1日から施行します。

また、施行前の違反に対しては、現行規則の罰則が適用されます。

以上ご説明した内容は、資料5-2 公布文、資料5-3 新旧

対照表に記載のとおりです。

資料5-4、北海道漁業調整規則案と都道府県漁業調整規則例との対比にて、都道府県漁業調整委規則例に沿った改正であることをご確認願います。

なお、道で法制面を所管する文書課とは協議中であり、水産庁へは今後事前協議を行います。

説明は以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 「ありません」の声

議長 無ければ、議案第5号につきまして適当と認めてよろしいですか。

各委員 「異議無し」の声

議長 異議無しということですので、諮問のとおり適当であることを知事へ答申いたします。

それでは、報告事項に移りたいと思います。

報告事項2と3について、事務局から説明願います。

事務局長 報告事項2、第22期第16回北海道連合海区委員会の開催結果について並びに報告事項3、秋さけ定置漁業の漁獲状況につきまして、関連しますので、一括して報告いたします。

まず、右肩に報告事項2と記載された資料をご覧願います。

11月29日に第16回連合海区委員会が札幌市で開催され、私が出席しております。

会議内容につきましては、次第のとおり、かじき等流し網漁業に係る委員会指示に関する議案1件のほか、秋さけに関する報告事項が4件となっております。

概要についてご説明いたします。

まず、議案第1号のかじき等流し網漁業に関する委員会指示案につきまして、3ページをご覧願います。

これまでの経緯につきまして、北海道沖合海域のかじき等流し網漁業のうち10トン以上船につきましては、昭和58年の連合海区承認にはじまり、平成元年から大臣の届出漁業になり、現在は大臣許可と知事許可となっております。

一方、10トン未満につきましては、令和4年まで自由漁業で、その漁業実態に不明な点が多く、また、かじき等流し網の漁獲対象であるクロマグロがTAC魚種にるなどの状況変化に伴い、令和5年1月1日から操業隻数や漁獲量等の情報収集などを目的とした委員会指示による承認制が導入され、令和7年についても、引き続き委員会指示を発出するといった経緯となっております。

2番目の指示の概要ですが、前年同様で、操業実績者ほか委員会が認める者であって、現に漁労設備等を有し着業準備が整っている者を承認の対象者としております。

指示の期間が、令和7年1月1日から同年12月31日までの1年間です。

3番の令和6年からの変更点につきましては、年次の更新のみで昨年度と同じ内容となりますので、指示の内容や要領等の詳細につきましては、割愛させていただきます。

なお、当該委員会指示につきましては、異議なく決定され、翌日の12月1日付け第2号指示として発動されており、当管内では、3隻の漁船が当該承認を受けて操業していることを申し添えます。

かじき等流し網漁業の委員会指示につきましては以上です。

続きまして、秋さけに関する報告事項につきまして、ご説明いたします。

資料12ページをご覧ください。

1点目、秋さけの沿岸漁獲状況についてでございます。

この資料は、11月20日現在の全道の沿岸漁獲を取りまとめたものです。

全道の漁獲尾数は、一番下の段、左側になりますが、総計で約1,560万尾、前年同期の81.3パーセントとなっております。

金額につきましては、表の真ん中の列あたりですが、一番下総計で約483億円、前年同期の126.5パーセントとなっております。

左の欄に戻っていただきまして、系統群ごとの尾数の前年比では、上からオホーツク系統群が76.8パーセント、根室系統群で117パーセント、日高管内えりも以東海域を含むえりも以東系統群で88.1パーセント、日高管内えりも以西海域を含むえりも以西系統群は71.1パーセント、日本海系統群が60.8パーセントとなっております。

その他詳細につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

1枚めくっていただき、13ページをご覧ください。

道さけます増殖事業協会が、11月20日現在の河川における捕獲、採卵の状況を取りまとめた内容です。

上段の表、親魚捕獲数につきまして、全道計で、捕獲計画が118万5,350尾であるのに対し185万4,430尾の実績となり、156パーセントの達成率となっております。

続いて右側の採卵数ですが、全道計で11億3,229万粒の採卵計画に対し9億2,385万粒の実績で、達成率が82パーセントとなっております。

なお、資料にはございませんが、日高管内の捕獲、採卵状況といたしましては、親魚捕獲が概ね100パーセント、採卵が90%前後と伺っておりますので、その旨補足いたします。

続きまして、14ページをお願いします。

秋サケの来遊状況について、さけます内水試が作成した資料です。

本年の前中期の来遊状況が取りまとめられておりますが、本年の前中期は来遊予測値に対し100パーセントの来遊数であったこと、また、年齢別来遊数では4年魚が予測を上回り、それ以外の年齢では下回ったとの内容でございます。

15ページでは、図の3により3年魚の割合が増加し、若齢化が継続している旨、また図の4では、依然として小型化の傾向が続いている旨の説明がございました。

16ページにまいりまして、水研教育機構さけます部門が1月10日現在で全国の来遊状況を取りまとめた資料でございます。

右から3つ目の項目に沿岸来遊数の前年比の欄がございますが、北海道の根室海域と福島県で前年を上回っている状況にありますが、そのほかは、前年度を下回っているとの報告がございました。

連合海区委員会の開催結果につきましては以上となりますが、かいつまんで説明いたしましたので、詳細につきましては、恐れ入りますが、後ほど資料をご確認いただけますようお願い申し上げます。

引き続きまして、管内のさけ定置漁業における秋さけの漁獲についてご報告いたします。

報告事項(3)と記載された横表の資料をご覧願います。

当該資料は、当海区でまとめた速報値になりますが、一番下段、日高管内計としては、重量で約514トン、前年比で112.6パーセント、尾数でまいりまして約16万5千尾で、前年比113.3パーセント、金額では約5億5千万円、前年の132.6パーセントとなっております。

1枚めくっていただきまして、直近5ヶ年の平均値と比較した表となっておりますが、重量、尾数、金額のいずれも前年の20から30パーセント前後となっており、前年度より漁は良かったものの、平年、5年平均と比べると低い水準となっている状況にあります。

さらに平成以降の状況をグラフにまとめたものを次のページに添付してございますが、グラフでご覧いただけますとおり、令和6年漁期は、平成以降最も不漁とされた令和5年漁期を上回ったところですが、長期的に見ますと、依然として厳しい状況にあることが見て取れる状況となっております。

以上で、報告事項2及び3についての報告を終わります。

議長 ただいまの報告事項に対し、ご質問等はございませんか。

各委員 「ありません」の声

議長 それでは、最後報告事項4につきまして、振興局から説明願います。

漁業管理係長

報告事項 4、沿岸くろまぐろ漁業の許可制移行についての資料をご覧ください。

道では、近年の太平洋くろまぐろを巡る状況の変化や国によるくろまぐろ資源の管理強化を受け、現在、日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示や渡島海区漁業調整委員会指示により承認漁業として行われている沿岸くろまぐろ漁業について、許可制への移行を検討しているところです。

許可制への移行にあたっては、北海道漁業調整規則の改正や制限措置等の告示に関する当海区委員会への諮問が行われる見込みですので、本日は許可の概要と許可制移行に伴う諸手続に関する今後のスケジュールについて説明させていただきます。

始めに、1 許可制移行の背景についてですが、国は、太平洋クロマグロの管理を進めるため、かつて自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業を沿岸くろまぐろ漁業と定義し、平成 23 年からの広域漁業調整委員会指示による届出制を経て、平成 26 年からは広調委指示による承認制に移行し現在に至っています。

しかしながら、承認制導入から約 10 年が経過し、資源の増加や TAC 配分の回復などクロマグロを巡る状況が大きく変わりつつある中、広調委指示では遊漁を装った採捕や未承認操業に対する国や都道府県等による指導監督、取締りに限界があるとの課題が挙げられており、広調委指示に基づく承認制から許可制への移行が求められていることから、国は令和 8 年度以降の許可制への移行を検討しています。

一方、北海道では、昭和 49 年に日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示及び渡島海区漁業調整委員会指示が発出されて以降、約 50 年に渡り関係漁業者間の漁業調整が図られてきましたが、近年、くろまぐろ資源が回復基調にあることや情報技術の発展が相まって、承認制では海面利用の秩序を維持することができないと懸念されています。

さらに、国の許可制移行前に各都道府県が当該漁業を知事許可漁業とした場合、当該許可海域が国の許可海域から除かれる見込みであり、道内における現行の操業体制を維持するためには、国に先んじて許可制へ移行する必要があります。

このようなことから、道としては国の制度化を待つことなく、現行の委員会指示の内容や操業協定による調整機能を一定程度維持したまま、早期の許可制移行を目指し、現在、関係機関との調整を進めているところです。

次に、2 許可の概要（予定）についてですが、(1) の許可の対象とする漁業種類は、まぐろはえ縄漁業とまぐろ釣り漁業で、許可制移行後も従来の操業体制が維持できるよう、使用船舶については現行の枠組みを踏襲し、日本海海域は 20 トン未満、渡島海域は 2 トン以上 20 トン未満の動力漁船を使用するものを許可の対象とする予定です。

なお、20 トン以上の動力漁船を使用するものは、漁業の許可及び取締り等に関する省令に規定されるかつお・まぐろ漁業

に該当し、大臣許可の対象となっています。

(2) の操業区域は、まずは現行制度のもと、海面利用秩序が整っている海域を許可海域とすることとし、現行の日本海まぐろ漁業連合海区委員会指示及び渡島海区委員会指示で定める海域とする予定です。

また、オホーツク海や太平洋の海域については、国の許可化の動きを見極めつつ検討を進めることとしています。

(3) の漁業時期は、現行の委員会指示の操業期間を踏襲し、(4) の漁業を営む者の資格は、北海道に住所を有する者と道外に住所を有する者に区分し制限措置等の取扱いを策定する予定です。

なお、他の漁業許可と同様に、制限措置等の取扱いの中で許可等の基準を定め、告示隻数を超える申請があった場合の優先順位を規定することとします。

(5) の許可の有効期間は1年以内とし、くろまぐろ資源の管理期間に合わせ4月1日から翌年3月31日までの期間とする予定です。

なお、初年度については、許可の日から翌年3月31日までとします。

また、起業の認可の有効期間は6ヶ月以内を予定しています。

続いて、3北海道漁業調整規則の改正概要(予定)についてですが、まぐろはえ縄漁業及びまぐろ釣り漁業を知事許可漁業とするため、北海道漁業調整規則の改正を行う必要があります。

改正点は2点あり、1点目としては第5条の知事による漁業の許可の条項に、まぐろはえ縄漁業、海面においてまぐろはえ縄により行う漁業(○海域において動力漁船を使用するものに限る。)及びまぐろ釣り漁業、海面においてまぐろ釣りにより行う漁業(△海域において動力漁船を使用するものに限る。)を追加します。

○には日本海及び渡島、△には日本海の海域に限定する旨を規定し、その他の海域については、従来どおり広調委指示に基づく承認により操業できる体制を維持する予定です。

2点目としては、第5条の改正に伴う第9条第1項の文言整理を行います。

最後に、4今後のスケジュールについてですが、海区委員会への諮問等、委員会に関係する今後のスケジュールについて、調整規則改正関係、許可事務関係に分けて説明します。

まず、表の中央、調整規則改正の関係です。

道における諸手続や国との協議が整い次第にはなりますが、来年3月から5月を目処に、漁業法第57条第5項の規定に基づく諮問を行う予定としています。

道内全ての海区委員会から諮問事項が適当である旨の答申をいただきましたら、国への認可申請を経て来年6月以降に公布、施行とする予定です。

表の右側、許可事務の関係では、改正された北海道漁業調整規則の施行後、関係する海区委員会に対し制限措置の内容等に

ついて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づく諮問を行い、適当である旨の答申をいただきましたら、告示し許可申請を受け付ける予定としていますが、残りの操業期間や国における許可制移行の検討状況等を考慮し、令和7年漁期中に許可に移行するか、もしくは、令和8年漁期から許可に基づく操業に移行するかは、関係海区とも協議の上、対応したいと考えています。

重ねての説明となりますが、今回の許可制移行は、日本海まぐろ漁業連合海区委員会指示及び渡島海区委員会指示に基づく承認についてであり、広域漁業調整委員会指示に基づく承認については、現在、国において許可制移行に向けた検討が進められているところですので、詳細が判明しましたら、改めてご報告したいと考えております。

沿岸くろまぐろ漁業の許可の概要と許可制移行に伴う諸手続に関する今後のスケジュールについての説明は以上となります。

議長 ただいまの報告事項に対し、ご質問等はございませんか。

各委員 「ありません」の声

議長 それでは、本日本日予定していた議題は以上となります。皆さんから何かございませんか。

各委員 「ありません」の声

議長 事務局から連絡事項などありませんか。

事務局長 次回の委員会につきましては、来年3月中旬を見込んでおりますので、宜しくお願い致します。事務局からは以上です。

議長 それでは、これで本日の委員会を終了いたします。本年最後の委員会でございます。皆様方、良いお年をお過ごしください。それではお疲れ様でした。

《閉 会》